

短時間勤務職員及び臨時・非常勤職員の手当に関する 関係法令の規定等について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- 4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

- 2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- 3 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 4 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

＜非常勤職員に対する通勤費用相当分の費用弁償の支給に関する問答集の送付について（平成8年3月13日 自治給第16号 各都道府県総務部長、各指定都市人事主幹局長あて 自治省公務員部給与課長通知）（抄）＞

問1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条において、非常勤の職員については、職務を行うために要する費用の弁償（以下「費用弁償」という。）を受けるとされているところであるが、非常勤の職員が勤務のためその者の住所と勤務公署との間を交通機関等を利用して往復する場合に、その往復に要する運賃等（以下「通勤費用」という。）があるときには、費用弁償として、通勤費用相当分を支給して差し支えないか。

答) お見込みのとおり。なお、地方自治法第203条第5項により、条例の規定が必要であることに留意されたい。

問2) 非常勤の職員に対し手当を支給することは可能か。

答) 非常勤の職員に対し通勤費用相当分の費用弁償を支給できることとする取扱いは、通勤費用が持つ費用弁償になじむ性格に着目したことによるものであり、これにより非常勤の職員に対し、常勤の職員に対し地方自治法第204条第2項により支給できるとされている各種の手当の支給を認める趣旨ではないから、同法第203条の非常勤の職員に対し、同条第4項により支給できるとされる手当以外の手当を支給することはできない。

＜改正地方自治法関係質疑応答集の送付について(昭和31年9月28日 自丁行発第28号 各都道府県総務部長あて 行政課長通知)(抄)＞

○非常勤職員の報酬の定め方

照会) 非常勤の職員に対し期末手当を考慮して、6月、12月に支給する報酬の額をそれ以外の月に比して多くすることができるか。

回答) 報酬の額について所問のような規定をすべきものではない。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)又は退職手当を支給することができる。

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

＜新たな再任用職員の給与の取扱いについて(平成11年10月29日 自治給第41号 各都道府県総務部長、各指定都市総務局長・各人事委員会事務局長あて 自治省行政局公務員部給与課長通知)(抄)＞

1 再任用職員の給料等について

(1) 再任用職員の給料月額について

① 法第28条の4第1項に規定する常勤勤務を要する職に採用された職員の給料については、給料表及び職務の級の区分は現行どおりとし、その者が就く職務に応じて決定された職務の級ごとにこれに対応する給料月額を定めることとする。

② 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料についても、①に規定する職員と同様に職務の級に応じ給料月額を決定することとなるが、その額については、勤務時間比例の考え方により、①に規定する職員の給料月額を基礎に、勤務時間に応じて給料月額を定めること。

③ 法第28条の6第1項又は第2項に規定する職員についても、①又は②に規定する職員と同様に取り扱うものとする。

(2) 再任用職員の職務の級の決定については、一般の職員と同様に人事院規則九一八（初任給、昇格、昇級等の基準）に相当する当該団体の規則等の関係規定を適用して決定すること。

(3) 再任用職員は、昇級しないものとする。

2 再任用職員に支給しない手当について

再任用職員に対しては、長期継続雇用を前提としてライフステージに応じて生活費の増嵩に対処する目的で支給される生活関連手当及び主として人材確保の観点から設けられている手当並びに退職手当については支給しないこと。

具体的には、扶養手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、寒冷地手当及び退職手当については支給しないこと。

3 その他の取扱いについて

その他の再任用職員の給与の取扱いについては、国家公務員の再任用職員の給与の取扱い（別添資料参照）に準じた措置を講じること。

＜地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律の運用について（平成16年8月1日 総行公第54号 各都道府県知事、各指定都市市長・各人事委員会委員長あて 総務省自治行政局公務員部長通知）（抄）＞

第2 任期付短時間勤務職員制度

3 勤務条件

(1) 給与

ア いわゆる非常勤職員が地方自治法第203条により報酬を支給される職員であるのに対し、任期付短時間勤務職員は改正法による改正後の地方自治法第204条により給料及び手当を支給されるものであること。

イ 任期付短時間勤務職員の給料については、一定の期間に限り特定の業務に従事するという新たな任期付職員との共通性を踏まえ、任期付短時間勤務職員が従事する職務をフルタイムで行うものとした場合の給料月額を第1の5で述べた新たな任期付職員の給料月額の決定方法により定め、これに勤務時間数に応じた割合を乗ずることにより決定することが適当であること。

ウ 任期付短時間勤務職員に呈する手当の取扱いについては、改正法附則第4条により、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当を支給しないこととしており、その他の以下に掲げる生活関連手当及び人材確保のための手当についても支給しないことが適当であること。

・扶養手当、住居手当、単身赴任手当、寒冷地手当、初任給調整手当、特例的に支給される調整手当（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条

の4から第11条の7までの規定に相当する手当)、特勤手当(これに準ずる手当を含む。)

エ 任期付短時間勤務職員は、職員の退職手当に関する条例(案)(昭和28年9月10日自丙行発第49号)第2条に規定する職員に該当しないものであり、退職手当は支給されないものであること。

オ その他の諸手当に関する規定の整備に当たっては、再任用短時間勤務職員(地公法第28条の5第1項の規定により採用される職員をいう。以下同じ。)の例(期末手当・勤勉手当の支給割合に関する規定を除く。)を参考にされたいこと。

＜地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の運用について(平成19年7月31日 総行公第63号 各都道府県知事、各指定都市市長・各人事委員会委員長あて 総務省自治行政局公務員部長通知)(抄)＞

第2 育児短時間勤務に伴う短時間勤務

2 勤務条件

(1) 給与

- ① 非常勤職員が地方自治法第203条により報酬を支給される職員であるのに対し、短時間勤務職員は地方自治法第204条により給料及び手当を支給されるものであること。
- ② 短時間勤務職員の給与の取扱いについては、任期付短時間勤務職員と同様の取扱いとなること。

第二百四条の二 通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第二百三条の二第一項の職員及び前条第一項の職員に支給することができない。

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第三条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

- 一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
- 一の二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職
- 一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
- 二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
- 二の二 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの
- 三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
- 四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
- 五 非常勤の消防団員及び水防団員の職
- 六 特定地方独立行政法人の役員

（任命の方法）

第十七条 職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれか一の方法により、職員を任命することができる。

2 人事委員会（競争試験等を行う公平委員会を含む。以下この条から第十九条まで、第二十一条及び第二十二条において同じ。）を置く地方公共団体においては、人事委員会は、前項の任命の方法のうちいずれによるべきかについての一般的基準を定めることができる。

3 人事委員会を置く地方公共団体においては、職員の採用及び昇任は、競争試験によるものとする。但し、人事委員会の定める職について人事委員会の承認があつた場合は、選考によることを妨げない。

4 人事委員会を置かない地方公共団体においては、職員の採用及び昇任は、競争試験又は選考によるものとする。

5 人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者とする。以下第十八条、第十九条及び第二十二条第一項において同じ。）は、正式任用になつてある職についていた職員が、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少に基く廃職又は過員によりその職を離れた後において、再びその職に復する場合における資格要件、任用手続及び任用の際における身分に関し必要な事項を定めることができる。

(条件附採用及び臨時的任用)

第二十二條 臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、職員の採用は、すべて条件附のものとし、その職員がその職において六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。この場合において、人事委員会は、条件附採用の期間を一年に至るまで延長することができる。

- 2 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は任用候補者名簿がない場合においては、人事委員会の承認を得て、六月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、六月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。
- 3 前項の場合において、人事委員会は、臨時的任用につき、任用される者の資格要件を定めることができる。
- 4 人事委員会は、前二項の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。
- 5 人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、緊急の場合又は臨時の職に関する場合においては、六月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、その任用を六月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。
- 6 臨時的任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。
- 7 前五項に定めるものの外、臨時的に任用された者に対しては、この法律を適用する。

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

第二十四條 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

- 2 前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。
- 3 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- 4 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。
- 5 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。
- 6 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(給与に関する条例及び給料額の決定)

第二十五條 職員の給与は、前条第六項の規定による給与に関する条例に基づいて支給されなければならないが、又、これに基かずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。

- 2 職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。
- 3 給与に関する条例には、左の事項を規定するものとする。

- 一 給料表
 - 二 昇給の基準に関する事項
 - 三 時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に対する給与に関する事項
 - 四 特別地域勤務、危険作業その他特殊な勤務に対する手当及び扶養親族を有する職員に対する手当を支給する場合においては、これらに関する事項
 - 五 非常勤職員の職及び生活に必要な施設の全部又は一部を公給する職員の職その他勤務条件の特別な職があるときは、これらについて行う給与の調整に関する事項
 - 六 職階制を採用する地方公共団体においては、その職に職階制が始めて適用される場合の給与に関する事項
 - 七 前各号に規定するものを除く外、給与の支給方法及び支給条件に関する事項
- 4 人事委員会は、必要な調査研究を行い、職階制に適合する給料表に関する計画を立案し、これを地方公共団体の議会及び長に同時に提出しなければならない。
 - 5 職階制を採用する地方公共団体においては、給料表には、職階制において定められた職級ごとに明確な給料額の幅を定めていなければならない。
 - 6 職階制を採用する地方公共団体においては、職員には、その職につき職階制において定められた職級について給料表に定める給料額が支給されなければならない。

【参考：国の一般職の職員の給与について】

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）

（非常勤職員の給与）

- 第二十二条** 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）については、勤務一日につき、三万五千三百円（その額により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める場合にあつては、十万円）を超えない範囲内において、各庁の長が人事院の承認を得て手当を支給することができる。
- 2 前項に定める職員以外の常勤を要しない職員については、各庁の長は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給する。
 - 3 前二項の常勤を要しない職員には、他の法律に別段の定がない限り、これらの項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。